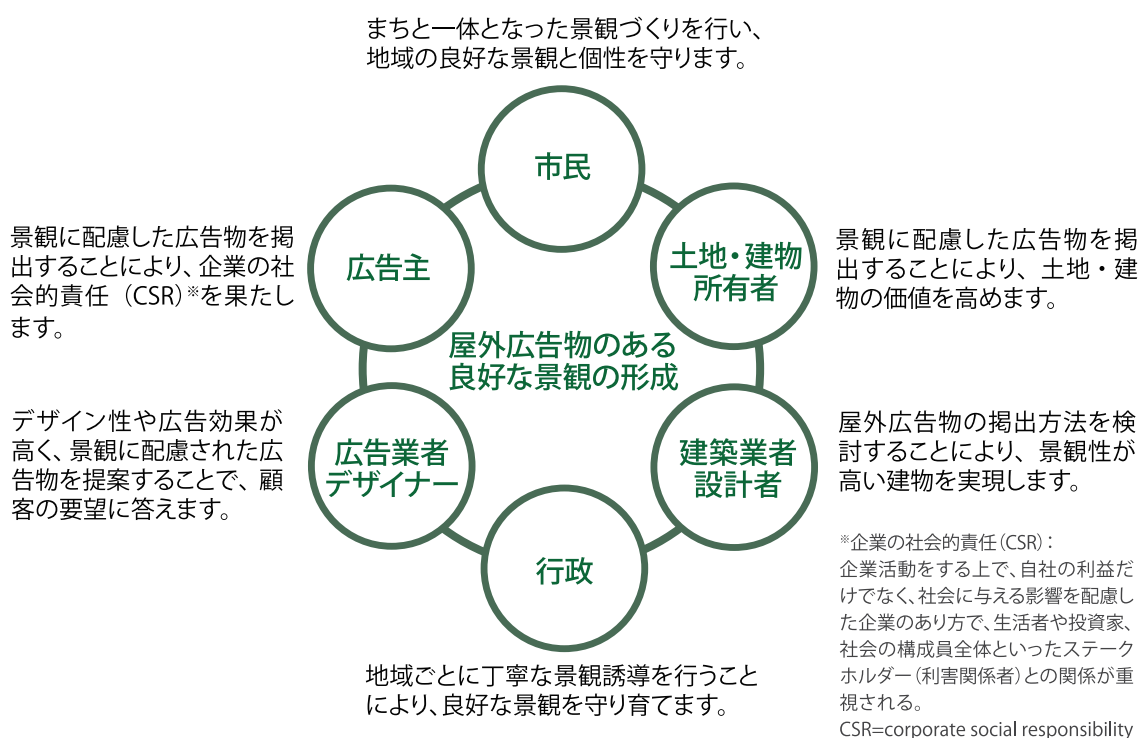


発刊にあたって

これまで本市の景観づくりは、景観法に基づく「熊本市景観条例」及び「熊本市景観計画」により、建築物等の高さや配色、緑化計画等について総合的に景観誘導を行ってきました。一方、周辺景観へ影響を与える要素のひとつである屋外広告物については、屋外広告物条例に基づく許可制度により、面積制限を柱とした景観誘導を行ってきました。しかし、上質な都市景観を創出するためには、これらの量的な規制に加え、屋外広告物の形状や色使い等デザインの「質」についても配慮が必要です。

また、全国的には屋外広告物の新たな媒体（デジタルサイネージやプロジェクションマッピング）の出現や、維持管理が適切に実施されていない屋外広告物による事故等も発生しています。屋外広告物に携わる各主体（広告主・広告業者・市民・行政等）が一体となり、「屋外広告物ガイドライン」を通して、より良い熊本の景観づくりを目指します。



熊本県広告美術協同組合

我々は、新しい時代の屋外広告物のあり方について考えることを目的に、産学官連携し、全国共通の「屋外広告物の安全管理ガイドブック」、「まちとつながるサイン」などを作成し、事業主・広告主のみなさまに安全でより良い屋外広告物の普及啓発に取り組んでいます。本ガイドラインを広告主や市民のみなさまに普及させ、熊本市の景観をより良好なものにできるよう、我々広告業者も努めて参りたい。

理事長 川口 耕司

熊本広告協会

屋外広告物は、広告主にとって商品や事業を社会にアピールする大切なコミュニケーションツールです。いかに認知していただき、商品やサービスを手に取ってもらえるかは経済活動として大変重要です。同時に、公共空間に向けた広告には社会的な責任も伴います。「屋外広告物ガイドライン」を参考に、城下町熊本のよりよい景観づくりに寄与してまいりたいと思います。

会長 福岡 哲生

熊本広告業協会

広告物を取扱う団体として、広告物を通して良好な景観づくりに取り組むのは業務の一環です。しかしながら、広告物は、地域の景観にそぐわないものも存在するかも知れません。今後は、この「屋外広告物ガイドライン」により、周辺景観に調和した消費者に伝わる広告物を、業界として進めていきたいと思っています。

会長 木村 正夫